

令和7年度以降の補助技術者等の要件について

【管理技術者】

管理技術者は、以下の1に示す資格等と2に示す実績を要件とする。

- 1 管理技術者は、以下の(1)から(7)までのいずれかの資格等を有する者とする。
 - (1) 技術士(総合技術監理部門ー建設)、建設部門、上下水道部門、衛生工学部門、農業部門)
 - (2) 1級土木施工管理技士
 - (3) 1級造園施工管理技士
 - (4) 土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者
 - (5) (一社)全日本建設技術協会による公共工物品質確保技術者(I)又は公共工物品質確保技術者(II)
 - (6) RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者^{注1)}(技術士部門と同様の部門に限る)
 - (7) 東京都等^{注2)}での技術的行政経験を25年以上有する者
- 2 管理技術者は、同種業務^{注3)}の実績を1件以上有する者とする。

【工事監督補助技術者】

工事監督補助技術者は、以下の1に示す資格等と2に示す実績を要件とする。

- 1 工事監督補助技術者は、以下の(1)から(7)までのいずれかの資格等を有する者とする。
 - (1) 技術士(総合技術監理部門ー建設、建設部門、上下水道部門、衛生工学部門、農業部門)又は技術士補
 - (2) 1級土木施工管理技士、1級土木施工管理技士補又は2級土木施工管理技士
 - (3) 1級造園施工管理技士又は2級造園施工管理技士
 - (4) 土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者、土木学会1級土木技術者又は土木学会2級土木技術者
 - (5) (一社)全日本建設技術協会による公共工物品質確保技術者(I)又は公共工物品質確保技術者(II)
 - (6) RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者^{注1)}(技術士部門と同様の部門に限る)
 - (7) 東京都等^{注2)}での技術的行政経験を10年以上有する者
- 2 工事監督補助技術者は、同種業務^{注3)}の実績を1件以上有する者とする。

注1)「RCCMと同等の能力を有する者」とは、「RCCM試験に合格しているが転職等により登録ができない立場にいる者」とする。

注2)「東京都等」とは、「東京都各局、東京都政策連携団体活用戦略に基づく東京都政策連携団体・事業協力団体、国土交通省、道府県、東京都特別区、政令市、中核市、東・中・西日本高速道路株式会社、本四高速道路株式会社、都市再生機構、水資源機構、日本下水道事業団」とする。

注3)「同種業務」とは、「東京都等が発注した土木工事に関する工事監督補助業務委託等の業務、東京都等が発注した土木工事における監理技術者又は主任技術者の業務又は、公共工事の発注者として工事の総括監督員、主任監督員、担当監督員若しくは検査員として従事した業務」とする。